運転免許証記載事項変更手続案内

（令和５年１２月１日現在）

申請場所	○ 県内の警察署（分庁舎を含む） ※住所地を管轄する警察署以外の県内の警察署でも手続が可能 ※分庁舎（田原本・宇陀・御所・十津川・さくらの各分庁舎） 【受付時間等】 （平日）　８：３０～１２：００、１３：００～１６：００ ※　土曜日、日曜日、祝日（振替休日）及び年末年始(12/29～1/3)は受付致しません。 ○ 運転免許センター 【受付時間等】 （平日）　８：３０～１２：００、１３：００～１６：００ （日曜日）１０：３０～１１：３０ ※　土曜日、祝日（振替休日）及び年末年始(12/29～1/3)は受付致しません。
必要書類等	・運転免許証 ・本籍（国籍等）を変更される方は、 本籍（国籍等）記載の住民票の写し【提出】 ・氏名を変更される方は、 住民票の写し【提出】又は個人番号カード【提示】 ※通知カード不可 ・住所を変更される方は、 新住所が確認できる住民票の写し・個人番号カード・健康保険証等のいずれか１つ【提示】 ※氏名欄が通称名は不可 ※通知カード不可 ※外国籍の方は、在留カード・特別永住者証明書のいずれか ・氏名に旧姓を併記される方は、 旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓が記載された個人番号カード【提示】 ※　住民票の写しは、６ヶ月以内に発行のもので、個人番号が記載されていないもの（コピー不可） ※　手数料は不要です。

注意事項

１　免許証裏面に変更事項を記載します。
　ただし、本籍（国籍等）は運転免許証裏面には記載しません。ＩＣチップに追記します。
　免許証表面への変更事項の記載を希望される方は、再交付申請を行ってください。

２　更新と同時に手続ができます。更新申請受付時間内に手続してください。

３　県外に転出された方は、奈良県内の警察署・奈良県運転免許センターでは記載事項変更の手続ができませんので、転出先の公安委員会へお問い合わせください。

４　代理人による記載事項変更の申請は、申請者の同居の親族に限って手続可能です。
　ただし、委任状が必要です。

問合せ先

奈良県警察本部交通部運転免許課
〒６３４－０００７　奈良県橿原市葛本町１２０番地の３
ＴＥＬ：０７４４－２２－５５４１
ＦＡＸ：０７４４－２２－５６８５